

事務所コラム

2025 年 7 月 7 日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

ダブルワークで増えるかも？ 「主たる給与」の支払者の交代

2か所以上から給与をもらう人の源泉徴収

政府が推進する「働き方改革」。副業、兼業を認める会社も増えてきました。2つ以上の職場で働くようになった場合、源泉徴収のやり方が、それぞれの職場で異なります。

給与をもらう人は、その人にとって「主たる給与」を支払う会社（1か所）に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出し、その会社は、税額表の「甲欄」で求めた源泉所得税額を給与から控除します。「主たる給与」以外の給与は「従たる給与」とされ、その給与を支払う会社は、税額表の「乙欄」で求めた源泉所得税額を給与から控除します。

「主たる給与」の支払者が交代する場合

多様な働き方が可能になった最近では、年内に「主たる給与」の支払者が変わるということも起こり得ます。国税庁HPの質疑応答事例では、当社の従業員が、当社の給与（従たる給与）とA社の給与（主たる給与）をもらっていたところ、7月から当社が「主たる給与」となったケースを取り上げ、源泉徴収票の記載方法を解説しています。

	1月～6月	7月～12月
A社	主たる給与①	従たる給与②
当社	従たる給与③	主たる給与④

「主」から「従」となった会社の源泉票

「主たる給与」から「従たる給与」の支払者となったA社は、1月～6月の給与（甲欄）と7月～12月給与（乙欄）の源泉徴収票を別々に作成します。この場合、源泉徴収票の摘要欄には次の事項を記載します。

- ・「主たる給与等の支払者」でなくなった旨とその年月日

「従」から「主」となった会社の源泉票

「従たる給与」から「主たる給与」の支払者となった当社は、中途入社に従業員の取扱いに準じて、源泉徴収票の摘要欄に次の事項を記載します。

- ・1月～6月にA社が支払った給与総額、源泉徴収税額、社会保険料の金額
- ・A社の所在地、名称
- ・A社が「主たる給与の支払者」でなくなった旨とその年月日

また、年末に「主たる給与」を支払う当社が年末調整を行うこととなり、対象とすべき給与は次のとおりになります。

A社の1月～6月給与（主たる給与①）
+当社の1月～6月給与（従たる給与③）
+当社の7月～12月給与（主たる給与④）



2か所以上から
給与をもらう人は
確定申告で税額を
精算します。